

令和 2 年 3 月 19 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルスに係る事業所の自主休業の報告について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在、各事業所においては感染症対策を徹底していただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業所の自主休業を実施する場合は、下記のとおり当課まで報告をお願い致します。

記

1 新型コロナウイルスに係る自主休業報告までの流れ

① 利用者又は職員に感染者又は濃厚接触者が発生（疑いのある者を含む）

② 保健所へ相談する。

（問い合わせ先）保健予防課結核・感染症係 TEL 249-3172

③ 事業所にて自主休業の検討・決定

※検討の際には公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断してください。

④ 介護保険課に自主休業決定について電話報告する。

（連絡先）事業者指導第 1 係 TEL 221-1088（施設サービス、地域密着型サービス）

事業者指導第 2 係 TEL 221-1377（居宅サービス、居宅介護支援事業所）

※夜間も対応しますが、電話が繋がらなかった場合は、Fax にて情報提供してください。

（Fax 送信先）介護保険課 Fax 221-1298

⑤ 利用者、家族、居宅介護支援事業所等の関係者へ休業の周知

※休業する事業所及びその事業所の利用者の居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行ってください。

※利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供の確保に努めてください。

- ⑥ 介護保険課（静岡市役所 14 階）に『新型コロナウイルスに係る休業報告書』（別紙）を提出する。なお、期間延長等当初の報告書の内容から変更がある場合は適宜報告する。

2 その他

新型コロナウイルスを原因としない休業については、通常通り 1 ヶ月前までに「休止届」の提出が必要となります。

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第 1 係

電話：054-221-1088

介護保険課事業者指導第 2 係

電話：054-221-1377 FAX：054-221-1298